

兵庫県立農業高等学校
燻煙製品製造機械一式 購入契約

入 札 説 明 書

令和3年12月

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

燻煙製品製造機械一式の購入

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和4年3月31日まで

(4) 履行場所

兵庫県立農業高等学校 加古川市平岡町新在家902-4

(5) 入札の方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定にあたっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込の期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

令和3年12月2日（木）から令和3年12月9日（木）まで（持参の場合は兵庫県の休日を守る条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は正午から午後1時までを除く。）

- (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先
〒675-0101 加古川市平岡町新在家902-4
兵庫県立農業高等学校 事務室
電話(079)424-3341
- (3) 入札参加申込書の提出書類
ア 申込書を作成のうえ上記(2) に直接持参又は郵送すること。
イ 前記2(1) の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。
- (4) 入札・開札の日時及び場所
令和3年12月17日(金) 午後1時30分
兵庫県立農業高等学校 第一本館1階会議室(加古川市平岡町新在家902-4)
- (5) 入札書の提出期限
(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛名及び入札物件等を記入し、令和3年12月16日(木)午後4時までに前記3(2)の場所に必着すること。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品において仕様書で「同等品可」とするものについて、記載する型番以外のもので応札する場合は仕様書との整合性について、次により必ず確認を受けること。
また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は次により質問書(様式は任意)を提出すること。
ア 受付期間
令和3年12月2日(木)から同年12月9日(木)まで。(持参の場合は土日祝日を除く午前9時から午後4時まで。(正午から午後1時までを除く。))
イ 受付場所
前記3(2)に同じ。
ウ 提出書類
(ア) 仕様確認
仕様確認申込書
仕様を満たしていることを確認できるカタログ等。
(イ) 質問

仕様等に関する質問書（様式は任意）

エ 提出方法

持参、FAX又は郵送等（上記アの期間内）により提出すること。

オ 確認の結果 令和3年12月14(火)午後5時までに入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウ(ア)の提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オにより認められた物品で入札すること。

5 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県立農業高等学校 事務室

令和3年12月2日（木）から同年12月9日（木）まで。（土日を除く午前9時から午後4時まで。）

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額(小数点以下切捨て)を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年12月16日(木)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県立農業高等学校長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和3年12月16日(木)以前の任意の日を開始日とし、令和3年12月24日以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

- (3) 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県立農業高等学校長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に持参、郵送等で入札すること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和3年12月24

日(金)までであること。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札する場合は、委任状を入札開始までに入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、ウまたはオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

ア 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

(6) 契約書の作成

ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により7日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。

イ アの期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

ウ 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。

エ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

オ 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(7) 落札者の決定方法

ア 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(注) 予定価格には次の費用を含む。

① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用

② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用

③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送したものにあっては、立会人がくじを引くこととする。

ウ 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合には直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

エ 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

(8) その他注意事項

ア 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

イ 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

ウ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めます。